

ビジネス創造コンテスト
運営業務委託
簡易型プロポーザル実施要領

令和7年4月

1 募集目的

一般財団法人品川ビジネスクラブ（以下、甲という。）は、新規性および実現可能性のある優秀なビジネスプランを選定し、早期の事業化、実証実験の場の提供および投資家やビジネスパートナー等とのマッチング機会の創出などを通じ、品川区の産業振興に寄与することを目的とすべく、アイデア創造コンテストを実施する。本事業を適正かつ効果的に実施するため、受託事業者（以下、乙という。）を公募により選定する。

2 募集の概要

（１）業務の内容

別紙「業務概要書」のとおり

（２）履行場所

品川区立品川産業支援交流施設 ３階 ブライトコアホール他

（３）委託期間

委託締結日から令和８年３月３１日まで

（４）選定方法

事業者の募集および選定は、簡易プロポーザル方式を採用する。

（５）予算額

¥4,500,000（税込み）

3 応募資格

（１）SHIP の設置目的および品川区ならびに甲の事業を理解していること

（２）熱意持ってイベントを実施し、甲と密な協議・調整ができること

（３）安定した事業執行が可能な法人または団体であること。

（４）ビジネス創造コンテストまたは同様のイベントの企画立案の実績があること。

（５）次に該当する事業者は、応募者となることができません。

ア 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に相当する者

イ 品川区から指名停止措置を受けている期間中の者

ウ 法人税又は消費税・地方消費税等を滞納している者

エ 会社更生法または民事再生法に基づく更生手続き開始の申立てをしている者

オ 区およびその他自治体において暴力団等の排除措置を受けている者

カ その他法令に違反する等、本事業の受託者としてふさわしくない者

4 応募スケジュール（予定）

日程	内容
令和7年	
4月30日	公募開始
4月30日 ～5月20日	質問受付
5月26日	①応募書類（申請書・財務諸表）の受付〆切
6月5日	②応募書類（提案書等）の受付〆切
6月6日 ～10日	書類審査
6月12日	書類審査通過連絡
6月19日	審査会
6月下旬	審査結果の通知
7月上旬	委託締結（契約期間：締結日～令和7年度末）

5 応募手続き

（1）申請時

ア 提出書類

以下の書類を期日までに2部、甲まで提出する。

- ・申請書
- ・法人または団体の概要 ※様式自由（パンフレットの添付可）
- ・登記簿謄本または登記事項証明書 ※最新のもの
- ・法人税申告書 ※直近2期分
- ・税務署の収受印のある法人税確定申告書、別表、計算書類（貸借対照表、損益計算書）および勘定科目内訳明細書

イ 提出方法

甲まで郵送または持参すること

ウ 提出期限

令和7年5月26日 午後5時まで

（2）質問受付

ア 質問方法

質問を記載されたE-mail等について、応募者全員に回答する。

※確認のため電話でも連絡をお願いします。

イ 受付期間

令和7年4月30日から5月20日 午後5時まで

(3) 事業内容の提案書の提出

以下の書類を期日までに10部（正本1部、副本9部）甲まで提出する。

ア 提出書類

(ア) A4サイズ20ページ以内（表紙と目次を除く、添付資料を含む）

(イ) 片面印刷、フォントは12ポイント以上とする。

(ウ) 以下の項目を必須事項とする。

- ・実施体制（管理者等、本委託を実施するスタッフの体制）
- ・イベント企画立案の業務実績
- ・管理者、スタッフの業務経歴
- ・全体方針
- ・受賞者のアイデアが区の産業振興につながるよう、実現に向けた支援や行政との連携の工夫について

(エ) 表紙には、表題「ビジネス創造コンテスト運営業務委託」と記載すること。また、ページ番号を提案書下部に記すこと。

(オ) 2箇所ホチキス止めをすること

イ 提出方法

甲まで郵送または持参すること

ウ 提出期限

令和7年6月5日 午後5時まで

6 応募に当たっての留意事項

- (1) 提出期限は厳守してください。提出期限日時以降は、書類の受付を行いません。
- (2) 提出期限以降、応募者の都合による提出書類の変更または、追加はできません。
- (3) 応募に必要な経費は応募者の負担とします。
- (4) 提出された応募書類は返却しません。
- (5) 応募書類に虚偽の記載をした応募者は応募を無効とします（受託事業者決定後に判明した場合は、契約を取り消すことがあります）。
- (6) 審査会において不適格と認めた場合（応募資格がない場合など）、応募を無効とします。
- (7) 応募書類の著作権は応募者に帰属します。
- (8) 特許権など法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法などを利用した結果に生じた責任は、全て応募者が負うものとします。
- (9) 審査の過程で、必要に応じて、追加書類を求める場合があります。

7 候補者の選定

(1) 選定方法

審査会の結果を受け、候補者を決定します。審査は、書類審査および提案説明等を含めた審査会を実施いたします。

審査会では、「提案書」に基づき、審査員に対して説明（プレゼンテーション）をしていただきます。

(2) 選定基準等

ア 書類審査

応募書類をもとに、申込企業の実績および経営状況について評価を行います。

イ 審査会

提出された提案書について、当日の説明の内容とともに、下記の観点による評価を行います。

- (ア) 事業目的を理解していること。
- (イ) 企画する事業内容等に妥当性、実現性があること。
- (ウ) 計画的かつ安定的な実施が見込めること。
- (エ) 産業振興に対する熱意を持って取り組む姿勢があること。
- (オ) 少ない経費で高い効果が得られるよう工夫していること。

(3) 審査結果の通知・公表等

審査の結果は文書で通知します。

8 その他留意事項等

- (1) 提出された提案書が、実施要領（本書）で定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合、当該事業者を選考の対象から除外します。
- (2) 提案に要する費用は、事業者が負担することとします。
- (3) 提出された書類などは返却しない。
- (4) 提出期限後の提案書類の差し替えおよび再提出は認めません。
- (5) 甲は、提案書類を選考以外の目的には使用しません。
- (6) 甲は、選考中の経緯・経過などに関する質問には一切応じません。
- (7) 甲は、電子メール等の通信事故についていかなる責任も負いません。
- (8) 甲は、選定会議の結果選定された事業者と、本件の契約締結に向けて協議を行う。簡易型プロポーザル方式結果通知をもって契約を締結するものではないので注意すること。また、事業者が提案した内容をすべて実施するものではなく、契約内容については別途協議します。

9 問合せ先（一財）品川ビジネスクラブ 担当 助川
TEL 03-5449-6557 FAX 03-5449-6558
E-mail ship-info@shinagawa-businessclub.jp